

いばらき

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものですので、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求することになります。

第三者による行為とは
どのようなことをいう
の？



<第三者による行為に該当するものの例>

- ・交通事故による負傷（バイクや自転車による事故も含まれます）
- ・不当な暴力や傷害行為による負傷
- ・他人が飼っているペットによる負傷
- ・他者が所有する建物等の設備欠陥による負傷
- ・飲食店で出された料理による食中毒

※上記以外でも、負傷・病気の原因に第三者が関係している場合はご連絡ください。



第三者による事故に
あつてしまったら？

- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険の担当窓口（保険課）へ速やかに連絡しましょう。
- ・小さな事故でも警察に連絡しましょう。
- ・相手（加害者）の住所・氏名・電話番号など身元を確認しましょう。
- ・医師の診察を受ける際は、第三者行為による負傷などであることを正しく伝えましょう。
- ・相手の主張に安易に同意することはやめましょう。

示談を結ぶ前にご連絡ください！

保険課へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療保険が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。

示談を結ぶ前に必ず保険課へご連絡ください。

業務中の事故などが原因のときは…

業務中や通勤途中の事故の場合等は、**労災保険の対象となり、保険証を使っての受診はできません。**詳しくは、保険課までお問い合わせください。

※お勤め先の事業所によっては、労災保険の対象とならない場合があります。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

安価で安心

ジェネリック医薬品を利用しましょう！！